

インターネット・ホットラインセンターにおける  
「ホットライン運用ガイドライン」の改定案に対する意見募集について

**1 趣旨**

深刻なSNS型投資詐欺等に対処するため、総務省違法情報ガイドラインの改定と時を同じくして、インターネット・ホットラインセンターの運用指針であるホットライン運用ガイドラインを改定すべく、その改定案を一般に公表し、意見を募集するもの。

**2 ガイドライン改定内容**

**(1) なりすまし型偽投資広告を掲載する行為の追加**

SNS型投資詐欺の入口となっている「なりすまし型偽投資広告を掲載する行為」を、削除依頼の対象となる違法情報の類型に追加するもの。

**(2) 「送金犯罪」の依頼等の追加**

犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律（令和8年法律第34号）の成立を踏まえ、「送金犯罪」の依頼等を削除依頼の対象となる違法情報の類型に追加するもの。

**3 パブリック・コメントの実施期間**

令和8年7月3日（金）から同年7月16日（木）まで

URL：<https://www.npa.go.jp/news/consultation/index.html>